

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第34号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の85_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の40_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給与の減額)</p> <p>11 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給与の減額)</p> <p>11 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、</p>

同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に\_\_\_\_\_100分の1.275 \_\_\_\_\_を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に\_\_\_\_\_100分の85 \_\_\_\_\_を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで及び附則第7項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第20条の3 _____ においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第7項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで _____ においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には _____ 100分の122.5、12月に支給する場合には _____ 100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在 _____ ）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当</p>

の月額合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

(55歳を超える職員の給与の減額)

7 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が

の月額合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第24条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の給料月額から当該最低の号給の給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第9項から第11項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第9項及び第10項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定

する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第26条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第26条第1項 前各号に定める額

イ 第26条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第26条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第26条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

**【別記1 参照】**

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての

第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間（以下この項及び次項において「1週間当たりの勤務時間」という。）に52を乗じたものから第23条第1項に規定する市長が規則で定める時間（以下この項において「市長が規則で定める時間」という。）を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に



掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるもの  
の勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12  
月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達し  
ない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の8  
5、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当す  
る額を減じた額とする。

豊明市事務分掌条例（平成15年豊明市条例第26号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>行政経営部 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 交通安全及び防犯に関すること。</u></p> <p><u>(6) 税に関すること。</u></p> <p><u>(7) 地域自治及び市民活動に関すること。</u></p> <p><u>(8) 男女共同参画に関すること。</u></p> <p><u>(9) 都市及び国際交流に関すること。</u></p> <p><u>(10) 統計に関すること。</u></p> <p><u>(11) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>(12) 印鑑に関すること。</u></p> <p><u>(13) 他の部に属さないこと。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>行政経営部 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 消防に関すること。</u></p> <p><u>(6) 交通安全及び防犯に関すること。</u></p> <p><u>(7) 税に関すること。</u></p> <p><u>(8) 地域自治及び市民活動に関すること。</u></p> <p><u>(9) 男女共同参画に関すること。</u></p> <p><u>(10) 都市及び国際交流に関すること。</u></p> <p><u>(11) 統計に関すること。</u></p> <p><u>(12) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>(13) 印鑑に関すること。</u></p> <p><u>(14) 他の部に属さないこと。</u></p>

豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び消防長</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会<u>及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。</p>

豊明市個人情報保護条例（平成 16 年豊明市条例第 25 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び消防長</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会<u>及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。</p>

豊明市防災会議条例（昭和 47 年豊明市条例第 11 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長及び委員 22 人以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>豊明市の消防機関の長</u>のうちから市長が任命する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長及び委員 22 人以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>豊明市の地域を所管する消防機関の長</u>のうちから市長が任命する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

# 議案第 15 号参考資料

豊明市職員定数条例(昭和 51 年豊明市条例第 1 号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員の定数)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 12 条第 8 項、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 26 条第 2 項、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 19 条及び第 31 条第 3 項並びに消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 11 条第 2 項</u>の規定に基づき市長、選挙管理委員会及び公平委員会、事務部局並びに議会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校等の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。)<u>及び消防部局の職員</u>の定数について定めるものとする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>消防部局の職員 75 人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 12 条第 8 項、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 26 条第 2 項<u>並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 19 条及び第 31 条第 3 項</u>_____の規定に基づき市長、選挙管理委員会及び公平委員会、事務部局並びに議会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校等の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。)<u>_____</u>の定数について定めるものとする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>削除</p>

豊明市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 47 年豊明市条例第 24 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、<u>様式第 1 号</u>又は<u>様式第 2 号</u>による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>様式第 1 号</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、<u>別記様式</u>による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>別記様式</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p>

様式第2号(消防職員)

宣 誓 書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを誓います。

年 月 日

氏 名 印

削除



豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 47 年豊明市条例第 35 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(特殊勤務手当の支給及び種類)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防疫等作業手当</p> <p><u>(2) 救急手当</u></p> <p><u>(3) 不快手当</u></p> <p><u>(4) 用地交渉手当</u></p> <p>(救急手当)</p> <p><u>第 4 条 救急手当は、消防吏員が救急業務に従事するため出動したときに支給する。</u></p> <p>(不快手当)</p> <p><u>第 5 条 不快手当は、職員が市長の命により、著しく不快な作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した 1 日につき 3,000 円以内で、別に定める作業の内容により市長が規則で定める。</u></p>	<p>(特殊勤務手当の支給及び種類)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防疫等作業手当</p> <p><u>(2) 不快手当</u></p> <p><u>(3) 用地交渉手当</u></p> <p>(不快手当)</p> <p><u>第 4 条 不快手当は、職員が市長の命により、著しく不快な作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した 1 日につき 3,000 円以内で、別に定める作業の内容により市長が規則で定める。</u></p> <p>(用地交渉手当)</p> <p><u>第 5 条 用地交渉手当は、市長の命により職員が公共用地の取得又はこれらに関連する事業に必要な土地(関連する補償業務を含む。)の取得のために庁外において行う交渉業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した 1 日につき 250 円を超えない範囲内において市長が規則で定める。</u></p>

(用地交渉手当)

第 6 条 用地交渉手当は、市長の命により職員が公共用地の取得又はこれらに関連する事業に必要な土地(関連する補償業務を含む。)の取得のために庁外において行う交渉業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した 1 日につき 250 円を超えない範囲内において市長が規則で定める。

(委任)

第 7 条 この条例について必要な事項は、市長が規則で定める

(委任)

第 6 条 この条例について必要な事項は、市長が規則で定める

削除

豊明市火入れに関する条例（昭和 59 年豊明市条例第 19 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(緊急連絡体制の整備)</p> <p>第 8 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び<u>消防長</u>に連絡できる体制を確保しておかなければならない。</p> <p>(<u>消防長</u>への通知)</p> <p>第 9 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、<u>消防長</u>にその旨通知するものとする。</p>	<p>(緊急連絡体制の整備)</p> <p>第 8 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び<u>消防署長</u>に連絡できる体制を確保しておかなければならない。</p> <p>(<u>消防署長</u>への通知)</p> <p>第 9 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、<u>消防署長</u>にその旨通知するものとする。</p>

豊明市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和 47 年豊明市条例第 83 号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、豊明市に勤務する<u>消防職員及び消防団員並びに自警団員</u>に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。</p> <p>(賞じゅつ金授与の要件)</p> <p>第 2 条 市長は、<u>消防職員及び消防団員並びに自警団員</u>がその業務に従事するに当って、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。</p> <p>(殉職者特別賞じゅつ金)</p> <p>第 3 条の 2 市長は、<u>消防職員及び消防団員</u>が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000 万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、豊明市に勤務する<u>消防団員</u>に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。</p> <p>(賞じゅつ金授与の要件)</p> <p>第 2 条 市長は、<u>消防団員</u>がその業務に従事するに当って、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。</p> <p>(殉職者特別賞じゅつ金)</p> <p>第 3 条の 2 市長は、_____消防団員が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000 万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。</p>

豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年条例第35号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
職種	報酬月額（円）	費用弁償	職種	報酬月額（円）	費用弁償
ポルトガル語通訳	<u>240,700</u>	豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）第15条第2項に規定する通勤手当の額を基準として市長が規則で定める額	ポルトガル語通訳	<u>241,200</u>	豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）第15条第2項に規定する通勤手当の額を基準として市長が規則で定める額
地域安全監視員	<u>199,800</u>		地域安全監視員	<u>200,200</u>	
防災専門員	<u>353,400</u>		防災専門員	<u>354,200</u>	
環境監視員	<u>199,800</u>		徴収専門員	<u>414,000</u>	
保育士	<u>199,800</u>		環境監視員	<u>200,200</u>	
児童厚生員	<u>199,800</u>		保育士	<u>200,200</u>	
家庭相談員	<u>218,000</u>		児童厚生員	<u>200,200</u>	
教育相談員	<u>207,500</u>		家庭相談員	<u>218,500</u>	
学校教育指導員	<u>207,500</u>		教育相談員	<u>208,000</u>	
教員補助員	<u>280,500</u>		学校教育指導員	<u>208,000</u>	
社会教育指導員	<u>198,100</u>		教員補助員	<u>281,100</u>	
		社会教育指導員	<u>198,500</u>		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
報酬時間額	費用弁償	報酬時間額	費用弁償		
<u>860円以上5,460円以下</u> で、職務内容等を考慮し市長が規則で定める額	月額報酬非常勤一般職員の費用弁償の額を基準として市長が規則で定める額	<u>880円以上5,480円以下</u> で、職務内容等を考慮し市長が規則で定める額	月額報酬非常勤一般職員の費用弁償の額を基準として市長が規則で定める額		



豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p><u>（豊明市職員の給与に関する条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p><u>第6条 給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第23条第2項」とあるのは、「附則第10項」とする。</u></p>	<p>附 則</p>

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u>）<u>_____</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下<u>_____「1歳6か月到達日」という。</u>）<u>（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職</p>



員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条\_\_\_\_\_において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が任命権者が定める休暇

員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が任命権者が定める休暇

により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 (略)

により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること\_\_\_\_\_。

(8) (略)

附 則

(給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）第16条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「第24条第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- 4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) (略)

附 則

の規定を準用する。

- 5 短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）第18条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第24条第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。
- 6 育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例附則第10項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第31号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬額(単位 円)	費用弁償の額	区分	報酬額(単位 円)	費用弁償の額
園医	年額 357,000	旅費条例による8級職相当額	園医	年額 553,000 以内において市長が定める額	旅費条例による8級職相当額
園歯科医	年額 184,000		園歯科医	年額 284,000 以内において市長が定める額	
(略)	(略)		(略)	(略)	
休日診療所嘱託員	1勤務日(休日診療勤務日及び翌日等の報告日をいう。) 18,700	旅費条例による3級職相当額	休日診療所嘱託員	1勤務日(休日診療勤務日及び翌日等の報告日をいう。) 18,700	旅費条例による3級職相当額
(略)	(略)		市街地整備アドバイザー	1回 25,600	旅費条例による8級職相当額
			(略)	(略)	

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算とする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県（以下この条において「県」と</u></p>

2 前項\_\_\_\_の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課

いう。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課

税額は、54万円とする。

- 3 第1項\_\_\_\_\_の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項\_\_\_\_\_の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.6を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地

税額は、54万円とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者\_\_\_\_\_である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.8を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地



及び家屋に係る部分の額に100分の21.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について17,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 20,300円

(2) 特定世帯 10,150円

(3) 特定継続世帯 15,225円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

及び家屋に係る部分の額に100分の14.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 20,700円

(2) 特定世帯 10,350円

(3) 特定継続世帯 15,525円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,100円
- (2) 特定世帯 2,550円
- (3) 特定継続世帯 3,825円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.1を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円
- (2) 特定世帯 2,700円
- (3) 特定継続世帯 4,050円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年

度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について5,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,210円

(イ) 特定世帯 7,105円

(ウ) 特定継続世帯 10,658円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,570円

(イ) 特定世帯 1,785円

(ウ) 特定継続世帯 2,678円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,920円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,590円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,490円

(イ) 特定世帯 7,245円

(ウ) 特定継続世帯 10,868円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,640円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780円

(イ) 特定世帯 1,890円

(ウ) 特定継続世帯 2,835円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,410円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,080円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき8,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,150円

(イ) 特定世帯 5,075円

(ウ) 特定継続世帯 7,613円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,550円

(イ) 特定世帯 1,275円

(ウ) 特定継続世帯 1,913円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき9,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,350円

(イ) 特定世帯 5,175円

(ウ) 特定継続世帯 7,763円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,700円

(イ) 特定世帯 1,350円

(ウ) 特定継続世帯 2,025円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について3,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加

算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,060円

（イ） 特定世帯 2,030円

（ウ） 特定継続世帯 3,045円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,020円

（イ） 特定世帯 510円

（ウ） 特定継続世帯 765円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,920円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,140円

（イ） 特定世帯 2,070円

（ウ） 特定継続世帯 3,105円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,080円

（イ） 特定世帯 540円

（ウ） 特定継続世帯 810円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

て740円

て880円

豊明市手数料徴収条例（平成12年豊明市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（種類及び金額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(29) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく手数料 別表第3に定める額</u></p> <p><u>(30) 指定数量未満の危険物貯蔵タンク</u>  <u>水張検査手数料 1基につき 6,000円</u>  <u>水圧検査手数料 1基につき 容量600リットル以下 6,000円</u>  <u>容量600リットルを超えるもの 11,000円</u></p> <p><u>(31) 在宅重度身体障害者等短期保護手数料 別表第4に定める額</u></p> <p><u>(32) (略)</u></p> <p><u>(33) 高齢者生活管理指導短期宿泊手数料 別表第5に定める額</u></p> <p><u>(34) (略)</u></p> <p><u>(35) 子育て支援短期利用手数料 別表第6に定める額</u></p> <p><u>(36) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可手数料 1件につき 7,900円</u></p> <p><u>(37) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>別表第3（第2条関係）</u></p>	<p>（種類及び金額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(29) 在宅重度身体障害者等短期保護手数料 別表第3に定める額</u></p> <p><u>(30) (略)</u></p> <p><u>(31) (略)</u></p> <p><u>(32) 子育て支援短期利用手数料 別表第4に定める額</u></p> <p><u>(33) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p>



<p>(略)</p> <p><u>備考 2以上の種類又は区分に係る手数料の額は、1の種類又は区分ごとに計算し、その合計した額とする。</u></p> <p><u>別表第4 (第2条関係)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別表第5 (第2条関係)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別表第6 (第2条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>別表第3 (第2条関係)</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>別表第4 (第2条関係)</u></p> <p>(略)</p>
--	--



豊明市文化会館条例（平成5年豊明市条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第2(9条関係)</p> <p>別表第2 77 「<u>VTR(VHS)</u>」</p> <p>備考 この表は1回の使用料を示し午前_____、午後、夜間（延長含む）をそれぞれ1回とする。</p>	<p>別表第2(9条関係)</p> <p>別表第2 77 「<u>DVD</u>」</p> <p>備考 この表は1回の使用料を示し午前（早朝含む）_____、午後、夜間（延長含む）をそれぞれ1回とする。</p>

豊明市体育施設条例（平成2年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第2（第7条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第7条関係） 【別記1 参照】

別記1

現行

（3） 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間
	9：00～12：00	13：00～17：00	17：30～21：00
1人	170	170	200

改正後

（3） 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間
	9：00～12：00	13：00～17：00	17：30～21：00
1人	170	170	200

イ 専用利用

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間	全日
	9：00～12：00	13：00～17：00	17：30～21：00	9：00～21：00
ターゲット・バードゴルフ場	2,720	2,720	3,200	8,640

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行			改正後（案）				
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）				
階層	支給認定保護者の区分		利用者負担額 (月額) 円	階層	支給認定保護者の区分		利用者負担額 (月額) 円
1	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者		0	1	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者		0
2	市町村民税の所得割を課されない者又は養育里親等である支給認定保護者(第1階層に掲げる者を除く。)	ひとり親家庭等の世帯	0	2	市町村民税の所得割を課されない者又は養育里親等である支給認定保護者(第1階層に掲げる者を除く。)	ひとり親家庭等の世帯	0
		それ以外	3,000			それ以外	3,000
3	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第2階層に掲げる者を除く。)	ひとり親家庭等の世帯	3,000	3	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第2階層に掲げる者を除く。)	ひとり親家庭等の世帯	3,000
		それ以外	14,100			それ以外	10,100
4	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第3階層までに掲げる者を除く。)		20,500	4	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第3階層までに掲げる者を除く。)		20,500
5	第1階層から第4階層までに掲げる者以外の支給認定保護者		25,700	5	第1階層から第4階層までに掲げる者以外の支給認定保護者		25,700
備考【略】				備考【略】			

とよあけファミリー・サポート・センター条例（平成14年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第2条 育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てが出来るような環境をつくるため、センターを次のとおり設置する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 位置 豊明市西川町島原11番地14</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てが出来るような環境をつくるため、センターを次のとおり設置する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 位置 豊明市新田町子持松1番地1</p>

豊明市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項 _____ に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項 _____ に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号 _____ に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った法第55条第2項第2項</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規</u></p>

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月28日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 (略)

定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 (略)



豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（適用除外）</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号_____に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第5条 市長は、心身障害者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、規則で定めるところにより、受給資格者に対し次の各号に規定する額を心身障害者医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は法令の規定による附加給付が行われたときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第2条第1項第6号に規定する者については、病院又は診療所の入</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第5条 市長は、心身障害者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、規則で定めるところにより、受給資格者に対し次の各号に規定する額を心身障害者医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は法令の規定による附加給付が行われたときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第2条第1項第6号に規定する者については、病院又は診療所の入</p>

院に係る医療保険自己負担額（社会保険各法による附加給付が行われたときは、その額を控除した額）の2分の1に相当する額

(3) 前2号の規定にかかわらず、1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、精神病床への入院治療に限り入院に係る医療保険自己負担額

2 (略)

院に係る医療保険自己負担額（社会保険各法による附加給付が行われたときは、その額を控除した額）\_\_\_\_\_

(3) 前2号の規定にかかわらず、3級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、病院又は診療所の入院に係る医療保険自己負担額（社会保険各法による附加給付が行われたときは、その額を控除した額）の2分の1に相当する額

2 (略)

豊明市国民健康保険条例（昭和47年豊明市条例第64号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（豊明市が行う国民健康保険_____）</p> <p>第1条 豊明市（以下「市」という。）が行う国民健康保険_____については、法令に<u>定</u>があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（国民健康保険運営協議会の委員の定数_____）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の</u> _____ _____ 委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（豊明市が行う国民健康保険<u>の事務</u>）</p> <p>第1条 豊明市（以下「市」という。）が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に<u>定め</u>があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（<u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、名称を豊明市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p>

豊明市介護保険条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保険料率）</p> <p><u>第3条</u> 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,700円</u></p>	<p><u>（市町村特別給付）</u></p> <p><u>第3条</u> 市は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。</p> <p>(1) <u>紙おむつ等購入費支給事業</u></p> <p>(2) <u>栄養改善自立支援サービス</u></p> <p><u>（保健福祉事業）</u></p> <p><u>第4条</u> 市は、要介護認定者を現に介護する者の支援をするための事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。</p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第5条</u> 前2条に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>（保険料率）</p> <p><u>第6条</u> 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,100円</u></p>

(6) 次のいずれかに該当する者 78,800円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 85,400円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 91,900円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次

(6) 次のいずれかに該当する者 79,400円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 86,000円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 92,600円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次

号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 98,500円

ア 合計所得金額が340万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 105,100円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 118,200円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 99,200円

ア 合計所得金額が340万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 105,800円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 119,100円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 131,400円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 144,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,200円とする。

（普通徴収に係る納期）

第4条 （略）

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 （略）

（保険料の額の通知）

第6条 （略）

（延滞金）

第7条 （略）

（保険料の徴収猶予）

第8条 （略）

(12) 次のいずれかに該当する者 132,300円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 145,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,400円とする。

（普通徴収に係る納期）

第7条 （略）

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第8条 （略）

（保険料の額の通知）

第9条 （略）

（延滞金）

第10条 （略）

（保険料の徴収猶予）

第11条 （略）

(保険料の減免)

第9条 (略)

(保険料に関する申告)

第10条 (略)

(規則への委任)

第11条 (略)

(罰則)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 市は、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）、第1  
号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主そ  
の他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、  
法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を  
命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対  
して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料  
を科する。

第15条 (略)

第16条 (略)

(保険料の減免)

第12条 (略)

(保険料に関する申告)

第13条 (略)

(規則への委任)

第14条 (略)

(罰則)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 市は、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）、　  
　被保険者の配偶者若しくは　被保険者の属する世帯の世帯主そ  
の他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法  
第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命  
ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し  
て答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を  
科する。

第18条 (略)

第19条 (略)





豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（都市公園の配置及び規模の基準）</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル_____</p> <p>_____</p> <p>_____以上とする。</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>（都市公園の公園施設の設置基準）</p> <p>第4条（略）</p>	<p>（都市公園の配置及び規模の基準）</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するとき、10平方メートルから当該市民緑地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>（都市公園の公園施設の設置基準）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（公園施設に関する制限）</p> <p>第4条の2 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p>



豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第2（第3条～第9条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第3条～第9条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
	計画地区 の区分	建築物の用途の制限	容積率の最 高限度	建築物の敷 地面積の最 低限度 (m <sup>2</sup> )	壁面の位置の制限	建築物の高さの最 高限度 (m)	建築物の形 態又は意匠 の制限	垣又はさくの 構造の制限
前後駅南 地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅 (1戸建) (2) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの (法別表第2 (と) 項第3号 (2の2) 又は (4の4) に該当するものを除く。)) で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、	—	130  ただし、地域集会場はこの限りでない。	—	—	—	—

	カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類するもの						
B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎						
C地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。						

		(1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの					
中島地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (6) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物	—	130	—	—	—

新左山工業団地地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 倉庫 (2) 工場（法別表第2（ぬ）項第1号で定めるものを除く。） (3) 前各号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（ぬ）項第2号で定めるものを除く。）	—	1,000	道路からの後退距離にあつては2m、その他の境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後退距離は緩衝緑地として1m）からの後退距離にあつては5m	20	敷地境界線から2m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 工場（法別表第2（ぬ）項第1号で定めるものを除く。） (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（ぬ）項第2号で定めるものを除く。）					
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。	10/10	200	1m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3m以	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の軒の高さにあつては	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブ



	(1) 一戸建専用住宅 (2) 前号に附属する物置又は自動車車庫			下でかつその面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	7m (3) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの	ロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗（建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。）兼用住宅 (3) 前二号に附属する物置又は自動車車庫	15/10				
店舗用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業の用に供するものを除く。） (3) 前二号の附属建築物 (4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途	—	300	1m。ただし、附属建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつその面積が20m <sup>2</sup> 以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向	

		を兼ねる物(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。)			の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの		
ゆたか台中地区整備計画区域	A地区	—	15/10	—	20m	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及
	B地区	—	—	外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離にあつては0.5m、道路(幅員が16m以上のものは除く。)境界線までの距離にあつては1mとする。ただし、附属建築物である自動車車庫はこの限りでない。			

								びその内壁に あつてはこの 限りでない。
榎山地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えるものを除く。) (3) 集会所 (4) 前各号の建築物に附属するもの	10/10	200	(1) 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)までの距離は1m以上とする。ただし、道路隅切り部については、それぞれの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。 (2) 隣地境界線から外壁等までの距離は0.75m以上とする。	(1) 建築物の軒の高さは7mを超えてはならない。 (2) 建築物の高さは10mを超えてはならない。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたものを超えてはならない。	(1) 垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあつてはこの限りでない。(公共施設は除	

					<p>(3) 次の建築物等は前各号を適用しない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分</p> <p>イ 自動車車庫で軒の高さが3m以下のもの</p> <p>ウ 玄関ポーチ</p> <p>エ 幅2.5m以下の出窓</p>		<p>く。)</p> <p>(2) フェンスを設置するときは、敷地の地盤面からの高さを1.2m以下とし、かつ、基礎の高さを0.6m以下とし、通風性があるものとする。(公共施設は除く。)</p>
阿野平地 地区整備 計画区域	全域	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	—	150	(1) 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)までの	—	(1) 道路境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生

		<p>(3) 公衆浴場</p>		<p>距離は1m以上とする。</p> <p>(2) 隣地境界線から外壁等までの距離は0.5m以上とする。</p> <p>(3) 次の建築物又は建築物の部分については前各号を適用しない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の部分</p> <p>イ 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下</p>		<p>け垣あるいは通風性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1m以下の門柱にあっ</p>
--	--	-----------------	--	---	--	---

					で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10m <sup>2</sup> 以内の建築物			てはこの限りでない。
荒井地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの						

改正後（案）

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
計画地区の区分		建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度 (m <sup>2</sup> )	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度 (m)	建築物の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限

前後駅南 地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅（1戸建） (2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	130				
	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、	ただし、地域集会場はこの限りでない。				

		<p>作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習場</p> <p>(5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>					
	C地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>					
中島地区 整備計画 区域	全域	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行</p>	—	130	—	—	—



		<p>令（昭和25年政令第338号）第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習場</p> <p>(5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(6) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物</p>					
新左山工業団地地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 倉庫</p> <p>(2) 工場（法別表第2（る）項第1号で定めるものを除く。）</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（る）項第2号で定めるものを除く。）</p>	—	1,000	<p>道路からの後退距離にあっては20m、その他の境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後退距離は緩衝緑地とし</p>	20	<p>敷地境界線から2m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎</p>

	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 工場（法別表第2（ <u>る</u> ）項第1号で定めるものを除く。） (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（ <u>る</u> ）項第2号で定めるものを除く。）			て1m) からの後退距離にあつては5m		を有する場合にあつては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 前号に附属する物置又は自動車車庫	10/10	200	1m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつその面積が10㎡以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の軒の高さにあつては7m (3) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類す
	一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗（建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。）兼用住宅	15/10				

		(3) 前二号に附属する物置又は自動車車庫				の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの	るもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1m
店舗用地区		次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業の用に供するものを除く。） (3) 前二号の附属建築物 (4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途を兼ねる物（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。）	—	300	1m。ただし、附属建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつその面積が20㎡以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの	までの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
ゆたか台中地区整備計画区域	A地区		15/10		外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離にあつて	20m	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブ

					は0.5m、道路（幅員が16m以上のものは除く。）境界線までの距離にあつては1mとする。ただし、附属建築物である自動車車庫はこの限りでない。		ロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
榎山地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習	10/10	200	(1) 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」と	(1) 建築物の軒の高さは7mを超えてはならない。 (2) 建築物の高	(1) 垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、ブロッ

		<p>塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えるものを除く。)</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>			<p>いう。)までの距離は1m以上とする。ただし、道路隅切り部については、それぞれの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。</p> <p>(2) 隣地境界線から外壁等までの距離は0.75m以上とする。</p> <p>(3) 次の建築物等は前各号を適用しない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分</p>	<p>さは10mを超えてはならない。</p> <p>(3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたものを超えてはならない。</p>	<p>ク塀等に類するものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあつてはこの限りでない。(公共施設は除く。)</p> <p>(2) フェンスを設置するときは、敷地の地盤面からの高さを1.2m以下とし、かつ、</p>
--	--	---	--	--	---	---	--

					イ 自動車車庫 で軒の高さが 3m以下のもの ウ 玄関ポーチ エ 幅2.5m以下 の出窓		基礎の高さを0.6m以下とし、通風性があるものとする。(公共施設は除く。)
阿野平地 地区整備 計画区域	全域	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	—	150	(1) 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)までの距離は1m以上とする。 (2) 隣地境界線から外壁等までの距離は0.5m以上とする。 (3) 次の建築物又は建築物の部	—	(1) 道路境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生け垣あるいは通風性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置

					<p>分については前各号を適用しない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の部分</p> <p>イ 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10m<sup>2</sup>以内の建築物</p>		<p>してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等に類するものの高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1m以下の門柱にあつてはこの限りでない。</p>
荒井地区 整備計画	全域	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、	—	—	—	—	—

区域	<p>勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p>							
----	--	--	--	--	--	--	--	--